

質 問 回 答

2022年3月24日

「ルワンダ国デジタルイノベーション促進プロジェクト」

(公示日:2022年3月9日/調達管理番号:21a01182)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	p19 第3章 特記仕様書案 第6条 実施方針及び留意事項 (1)プロジェクト実施体制 および p37 第4章 業務実施上の条件 (5)対象国の便宜供与 ②	19 ページに「本業務における現地活動全般にかかるオフィス運営費については本コンサルタント契約の一般業務費として計上を行うこと」と記載がある一方、37 ページには、対象国の便宜供与として事務スペースが記載されています。オフィス運営費に事務スペース代は計上できないのでしょうか。	事務スペースについては先方で手配する予定となっておりますのでこちらを利用することを前提としてください。その事務スペースを利用しない(できない)、その他の場所に事務スペースが必要等の事情があれば、事務スペース代を計上することは可能です。
2	p21 第3章 特記仕様書案 第6条 実施方針及び留意事項 (7)パイロット事業の範囲	指示書では「・・・最終的な出口として実際の行政サービス/オープンデータを活用したソリューションとして社会実装されることを念頭に実施する」とありますが、パイロット事業期間中であっても、パイロット事業として開発したサービスでユーザーから利用料を徴収するなど、再委託先企業もしくは政府機関が利益を出すことは可能でしょうか。	本格実装でない(有期の取組であり、今後実施しない、改変する等の可能性がある)ことを前提として利用者が同意するのであれば、利益を出すことを制限するものではありません。
3	p27-28 第3章 特記仕様書案 第7条 業務の内容 (8)起業家のための市場創造に向け	指示書では「・・・公共調達の制度面において、民間企業や大学等との具体的連携・サービス開発の発注等を通じて・・・」とありますが、大学との連携についてはここではじめて出てきま	成果2に関する活動の直接的な支援対象は民間企業ですが、データ保持者/分析に係る助言等の立場で大学が関係する可能性があります。制度面の検討においては、直接的な支援対象だけでなく関係する

通番号	当該頁項目	質問	回答
	たベストプラクティスと教訓の結晶化	す。成果2に関する活動では民間企業を対象とし、大学との連携はスコープ外と考えて良いでしょうか。	ステークホルダーとの関係性や期待される貢献内容を踏まえ検討する必要があります。
4	p29 第3章 特記仕様書案 第7条 業務の内容 成果4に関する活動 (13) ICT セクターワーキンググループ(SWG)におけるプログラム管理方法策定 (14) ICT セクターワーキンググループ運営支援	成果4の中にセクターワーキンググループに関する活動が含まれていますが、これは成果3の活動の1つではありませんでしょうか。	ルワンダモデル確立に向けたドナー協調を実現する枠組みとしてセクターワーキンググループを捉えています。ご理解の通り成果3の活動とも連携しますが、成果3はルワンダ政府視点での能力開発が主になります。
5	p33 第3章 特記仕様書案 第7条 <共通業務> (28) 情報共有のための会議の開催 (プロジェクト調整会議を含む)	プロジェクト調整会議を含む会議の開催とありますが、プロジェクトがJCCとは別に3ヶ月に一度、オンラインないし現地で開催する会議をプロジェクト調整会議と想定しているのでしょうか。	プロジェクト調整会議は定期開催でなく、必要に応じ実施する想定です。プロジェクト立ち上げ期・クローズ前は頻度高く開催し、運営が安定している時期には減らすといったことを想定しています。
6	p37 第4章 業務実施上の条件 (5)対象国の便宜供与 ③	対象国の便宜供与として、「セミナー、会議等開催時の会場費用、等(ルワンダ国において実施するセクターワーキンググループ・JCC や各種検討会議を対象と想定)」と記載がありますが、これら費用は先方政府が全て準備をしているため、見積書には計上不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りですので見積書に計上不要です。

通番号	当該頁項目	質問	回答
7	<p>p37 第4章 業務実施上の条件 (2)業務量目途と業務従事者構成案 2)</p>	<p>①業務主任者/ルワンダモデル構築(2号)及び②データ活用支援(2号)について、1号の格付けが認められるケースがある場合、経験年数以外に具体的な要件をご教示お願い致します。</p> <p>また、③デジタルサービス構築、④オープンデータ活用、⑤アプリカ展開支援、もしくはその他の構成をご提案させていただく場合、その格付けは①業務主任者/ルワンダモデル構築及び②データ活用支援と同じであってもお認め頂くことはできますでしょうか。また、その場合の必要な要件等がありましたら、ご教示お願い致します。</p>	<p>業務分野の格付については、当該分野の担う業務の難度に応じて査定いたします。分野を担当する従事者の経験・能力に応じて分野の格付を決定するわけではありませんので、この点ご理解願います。</p> <p>目安についてはコンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン別添資料5を確認ください。また、分野格付を上位でご提案される場合は、プロポーザルにて高度な技術が必要とされることが分かるようにご提案願います。</p> <p>また評価対象者以外の方の格付についても、業務主任者と同じ号数等でご提案いただくこと自体は妨げませんが、本公示の業務仕様から弊機構側でも分野格付の想定は持っておりますので、提案内容から読み取れる業務難度が格付に見合っていないと判断される場合には、契約交渉にて交渉させていただく、もしくは、正しく業務を把握されていないということもございませぬので、この点も踏まえご提案ください。</p> <p>また、分野を担当いただく従事者の格付確認につきましては、標準経験年数にて確認いたしますので、こちらはコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS 方式対応版)を確認ください。</p>

以上